

平成25年第2回臨時会

東吾妻町議会会議録

平成25年5月30日 開会

平成25年5月30日 閉会

東吾妻町議会

平成25年東吾妻町議会第2回臨時会会議録目次

第1号（5月30日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者	2
○議長挨拶	3
○町長挨拶	3
○開会及び開議の宣告	4
○議事日程の報告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○平成25年第1回定例会議案第35号の委員長報告、少数意見の報告、質疑、自由討議、 討論、採決	5
○日程の順序の変更	9
○議案第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	9
○平成25年第1回定例会議案第36号及び議案第37号の委員長報告、質疑、自由討議、討 論、採決	17
○議会広報対策特別委員会委員長・副委員長の互選結果の報告	21
○閉会の宣告	22
○署名議員	23

平成25年東吾妻町議会第2回臨時会

議事日程(第1号)

平成25年5月30日(木)午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 平成25年第1回定例会議案第35号 東吾妻町立学校設置条例の一部を改正する条例について
- 第 4 平成25年第1回定例会議案第36号 東吾妻町体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 5 平成25年第1回定例会議案第37号 東吾妻町体育施設使用料条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第 1号 工事請負契約の締結について(原町中学校校舎改修I期工事)
- 第 7 議会広報対策特別委員会委員長・副委員長の互選結果の報告

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	橋 爪 英 夫 君	2番	佐 藤 聡 一 君
3番	根 津 光 儀 君	4番	樹 下 啓 示 君
5番	山 田 信 行 君	6番	水 出 英 治 君
7番	轟 徳 三 君	8番	茂 木 恒 二 君
9番	金 澤 敏 君	10番	青 柳 はるみ 君
11番	須 崎 幸 一 君	12番	浦 野 政 衛 君
13番	一 場 明 夫 君	14番	菅 谷 光 重 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	中澤恒喜君	副町長	渡辺三司君
教育長	高橋啓一君	総務課長	角田輝明君
企画課長	佐藤喜知雄君	保健福祉課長	加辺光一君
町民課長	本多利信君	税務会計課長 兼会計管理者	松井秀之君
産業課長	丸山和政君	建設課長	加辺茂君
上下水道課長	土屋利夫君	事業課長	轟馨君
教育課長	中井充君		

職務のため出席した者

議会事務局長	田中康夫	議会事務局長 議係	水出悟
--------	------	--------------	-----

◎議長挨拶

○議長（橋爪英夫君） 皆さん、おはようございます。本日は大変ご苦労さまです。

テレビ報道等でも新聞でもお聞きしましたが、昨日梅雨入り宣言がなされました。また、きょうは語呂合わせで5月30日、ごみゼロということで、それぞれのキャンペーンが行われているようであります。

本日はここに、平成25年の第2回臨時会が招集されましたところ、公私ともにご多忙の折、ご参集を賜り、開会できますことに対し、厚くお礼を申し上げます。

本日の臨時会は、工事請負契約の締結について及び3月定例会で執行部より提案され、中学校統合等対策特別委員会で継続審査となっております条例改正案3件の計4件が付されております。十分な審議をお願いしたいと思います。

簡単ではありますが、開会に当たってのあいさつとさせていただきます。

なお、本日は傍聴の申し出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、傍聴人の心得をお守りの上、静粛に傍聴されますようお願いいたします。また、傍聴席にございます議案等の傍聴用資料は、お帰りの際にはお返しくださいますようお願い申し上げます。

◎町長挨拶

○議長（橋爪英夫君） 開会に当たり、町長の挨拶をお願いいたします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） おはようございます。

平成25年第2回臨時会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

昨日、平年より10日ほど早く梅雨入りとなりましたが、議員各位には何かとご多忙のところご出席を賜り、ここに開会できますことに対し、厚く御礼を申し上げます。

さて、本日の臨時会では、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、原町中学校校舎改修Ⅰ期工事に伴う工事請負契約の締結についての議決をお願いするものであります。

提案理由につきましては別に説明させていただきますが、慎重審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます、開会の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

◎開会及び開議の宣告

○議長（橋爪英夫君） ただいまより平成25年第2回臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（橋爪英夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。議事日程に従い、会議を進めてまいります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（橋爪英夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員の指名は、会議規則第125条の規定により、5番、山田信行議員、6番、水出英治議員、7番、轟徳三議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（橋爪英夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたしました。

◎平成25年第1回定例会議案第35号の委員長報告、少数意見の報告、
質疑、自由討議、討論、採決

○議長（橋爪英夫君） 日程第3、平成25年第1回定例会議案第35号 東吾妻町立学校設置
条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件は、去る3月5日、中学校統合等対策特別委員会にその審査を付託してありますので、
審査結果の報告をお願いします。

中学校統合等対策特別委員長、茂木恒二君。

（中学校統合等対策特別委員長 茂木恒二君 登壇）

○中学校統合等対策特別委員長（茂木恒二君） 議長の指名によりまして、中学校統合等対策
特別委員会の審査結果を、委員長として報告をさせていただきます。

去る3月5日に付託されました中学校統合等対策特別委員会に付託されました議案、平成
25年第1回定例会議案第35号 東吾妻町立学校設置条例の一部を改正する条例について、
3月5日に付託されて以来、審議を重ねまして、5月22日、中学校統合等対策特別委員会
での採決の結果、過半数にて可決すべきものということで決しました。

以上、結果をご報告いたします。

以上でございます。

○議長（橋爪英夫君） 報告が終わりました。

次に、本件については金澤敏議員から、会議規則第76条第2項の規定によって、少数意見
報告が提出されています。少数意見の報告を求めます。

9番、金澤議員。

（9番 金澤 敏君 登壇）

○9番（金澤 敏君） では、少数意見の留保について説明させていただきます。

町長が平成26年4月に東吾妻町町立中学校、仮称でありますけれども、原町中学校に統合
するという意見というか方針を出しましたが、住民説明会の中でいろいろな住民の意見が出
た、そのことを受けて、27年4月に延期と、延長ということを決めました。

その理由として、住民の温度差等のことが説明されましたけれども、その後、では1年延

期という方針を出した後に、住民に対してどれだけこの理解を求めることを行ったか、このことについて質問をいたしても、何ら行っていないというような状況であります。

そういう点を顧みて、民主主義として住民に理解を求めて行政を行っていく、この根本がしっかりと行われていないのではないか。そういうことを考えますと、この議案35号につきましては、いまだ私としては町の姿勢がしっかりと住民に理解されていない、その中での方針は可とできないということでもありますので、私としては否といたします。これが私の理由です。

以上です。

○議長（橋爪英夫君） それでは、ここで委員長に対する質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） ないというようなお声がありますので、進めます。

質疑もないようですので、質疑を打ち切り、自由討議を行います。議員各位の積極的な発言を求めます。

13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） それでは、自由討議をさせていただきます。

本条例改正については、私は町が一昨年に中学校統合を平成26年4月1日とすることを一方的に発表して以来、機会あるごとに議会や町民の理解を得ないで進めるやり方はこの時代の行政手法として適切でないことを、一貫して主張してきました。また、住民理解が得られない状況の中で、昨年、東地区PTAからアンケート結果を踏まえ、議会に対し十分な審議を求める陳情が提出され、採択される結果ともなりました。

町では、おくれればながら昨年10月から地区別に説明会を開催して、町民理解を求めてきましたが、案の定理解が十分でないことが露呈し、町長みずから手順が間違っていたことを認めたりして、その後謝罪する場面もありました。1回目の説明会を踏まえ、町は町民理解が十分得られていないことを理由に、当初進めてきた統合時期を1年先延ばしにして、平成27年4月1日とすることを、またも一方的に決めて現在に至っています。

議会では、中学校統合等対策特別委員会を設置して、1月からこれまでに全18回の委員会を開催して調査研究を進めるとともに、独自にアンケート調査も実施し、住民意思の把握に努めてきました。こうした状況の中で、町が3月定例会に提案した学校設置条例の改正案は、平成27年4月1日から町内の5中学校を現在の原町中学校の位置に東吾妻中学校として1校に統合しようとするものです。

私は統合に対して決して反対しているわけではありませんし、近い将来に統合せざるを得ない状況が迫っていることは十分理解できます。しかし、中学校統合等対策特別委員会での調査研究や、議案の調査結果、さらに町が示した「構想と計画等」と称する文面や質疑応答などの結果を自分なりに検証した結果、現時点では、次の理由から平成27年4月1日に統合を進めることが適切であるという結論には至りませんでした。

まず1点目が、アンケート調査の結果、5校を1校に統合することは、半数を超える54%弱の理解が得られているものと思います。しかし、平成27年度に統合することについては、全体の4分の1強の27.3%程度であり、町民の理解が十分得られていると判断できないことから、再度説明会等を開催して、町民理解を得てから判断することが必要だと思われま

す。2点目は、町村合併時に中学校統合については協議対象から除外していたことを踏まえると、特に東地区の現状を見ると、住民理解を得るための対策や地域審議会に諮問して、その答申を踏まえて判断することが必要だと思われま

す。3点目は、中学校統合等対策特別委員会で決定し、議会として統合に関する計画書として23項目に分けて提出を求めましたが、各項目に対しての計画書としての具体的な記載がなされておらず、特にスクールバスの運行、通学路の改修や安全対策、統合までの事前交流、学校間の事前交流、統合に伴う生徒へのリスクの軽減や就学援助対策、町民や保護者の理解を得るための対策などに対して、納得できる記述がなく、町から期間までに確実かつ適切に統合できる明確な回答もいただけませんでした。

4点目は、統合校の校舎改修計画は、食堂が廃止されている上、最小限の改修にとどめられている感があり、学校の要望が十分取り入れられている計画になっていないものと判断されます。これでは統合して、よりよい教育を目指すとする町の統合目的に反することになってしまう懸念があることから、再検討が必要と思われるとともに、生徒はもとより、保護者が安心して送り出して学習できる教育環境整備ができる確証が得られません。

以上、4点について述べましたが、そのほかであえて言わせてもらえば、町は本条例の改正が可決される前に校舎の設計を実施し、設計費を支出したり、校舎の改修の入札を行い、仮契約をしています。これは、議会として統合の意思決定前に町が独断で統合に着手したことになるものと考えています。私はこのやり方を認めれば、事実上議会が無視されたことになるとともに、議員の存在をみずから否定することになるものと思いますので、とても容認することはできません。

こうした状況の中で、中学校統合等対策特別委員会では、本条例改正案について、私は議

員として責任と自信を持って適切であるとする判断ができなかったことから継続審査を求めましたが、残念ながらそれがありませんでした。審査の結果は、先ほど委員長報告のとおり、賛成多数で可決すべきものと決しましたけれども、私としては現時点で、この条例改正案の統合時期については、先ほど申し上げた理由等で賛成することができません。

以上です。

○議長（橋爪英夫君） ほかに。ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 討議が尽くされたようでありますので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

11番、須崎幸一議員。討論、反対でしょうか、賛成でしょうか。

○11番（須崎幸一君） 賛成討論をしたいと思います。

○議長（橋爪英夫君） ほかに。

それでは、11番、須崎幸一議員。

○11番（須崎幸一君） それでは、賛成討論をいたします。

町長が中学校統合の方針を平成23年9月定例会の議員全員協議会において発表以来、1年半以上が経過した今日、町民に周知がされ、地域によっては理解がおくれているところもありますが、町全体では、ある程度統合に対する理解が得られたと判断します。現在の状況ですと、このまま平成27年4月に中学校統合がされないと、統合の準備を進めている中で、各学校が混乱を起こすことにつながると思います。少なくともそのリスクは避けねばなりません。

少子化の中で、子供たちにとって中学校を統合することで、今まで以上の教育環境の選択肢が広がることにつながります。一日も早く中学校統合をすべきと考えます。

この事業の財源は国庫支出金、地方債——合併特例債だと思いましたが、や、一般財源、町の単独ですが、その中で当初予定していなかった補正予算債の活用ができること、また、地域の元気臨時交付金の活用も可能になります。このことは、町の財政負担を大幅に削減することを意味します。この有利な起債事業は、平成26年3月までに事業完成が条件であります。この時期を逃すことは、町の財政的にマイナスになると思います。議会が最終的な意思決定機関として統合する判断を下し、町執行部と一丸となって平成27年4月の開校を目指し、現在抱えている統合に関するさまざまな課題解決に向けて努力すべきであります。

以上のことを理由に、本議案に対し賛成するものであります。

○議長（橋爪英夫君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（橋爪英夫君） 2番、3番、4番、6番、7番、10番、11番、14番。

起立多数。

したがって、本件は可決されました。

◎日程の順序の変更

○議長（橋爪英夫君） お諮りいたします。この際日程の順序を変更し、日程第6 工事請負契約の締結についてを先議いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 異議なしと認めます。

よって、日程の順序を変更し、日程第6 工事請負契約の締結についてを先議することに決定いたしました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（橋爪英夫君） 日程第6、議案第1号 工事請負契約の締結について（原町中学校校舎改修Ⅰ期工事）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第1号 工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上

げます。

この工事請負契約は、統合中学校となる原町中学校校舎の改修工事でありまして、5月24日に条件付一般競争入札の結果、東吾妻町大字原町の南波建設株式会社が落札いたしました。

請負契約金額は、1億4,595万円をお願いするものでございます。工期につきましては、議決をいただいた日から平成26年1月31日までを予定しております。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

教育課長。

○教育課長（中井 充君） おはようございます。お世話になります。

そうすれば、工事の概要についてご説明させていただきます。

手元のほうに資料として原町中学校校舎改修工事ということであるかと思いますが、そちらをごらんいただきたいと思います。

工事名につきましては、原町中学校校舎改修Ⅰ期工事ということでございます。内容につきましては、東棟増設と3階、4階の改修が主な工事となっております。請負金額につきましては、1億4,595万円となっております。請負業者につきましては、南波建設株式会社です。工期につきましては、議決の日から平成26年1月31日ということで予定をしております。

1枚はぐっていただきますと、その後ろに工事の図面を添付をさせていただきました。表紙があるかと思いますが、表紙を1枚めくっていただきたいと思います。表紙をめくっていただきますと、まず1ページということであるかと思いますが、ここにつきましては、改修工事の1階の改修する平面図でございます。緑色に着色してあります部分が今回の工事で増築並びに改修する部分の表示ということになっておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、図面中央の上段部分の緑色の部分、これにつきましては、エレベーター及び配膳デッキ、配膳室となり、増築される部分となっております。ここにつきましては、鉄骨づくり4階建ての耐火構造ということで、外壁につきましてはALC板ということになっております。屋根につきましては、カラーステンレスぶきということになります。給食配送車からここで荷受けをいたしまして、エレベーターにて各階へ搬送をいたします。

また、図面の右側の緑色の部分、これにつきましては生徒用トイレの改修箇所ということでございます。トイレにつきましては、和式を洋式化に改修するということで予定をしてお

ります。

その裏、1枚はぐっていただきまして裏のページが2ページになっているかと思います。2ページをごらんいただきたいと思います。これにつきましては、2階の改修部分の図面ということになります。同じく図面の中央、上段部分の緑色の部分がエレベーター、配膳室ということになります。

また、図面向かって左寄りの緑色の塗られている部分がありますが、これにつきましては、職員用トイレの改修箇所ということでございます。

図面向かって右側部分の緑色に塗られているところ、これにつきましては、生徒用トイレの改修箇所ということで、これにつきましても、トイレにつきましては和式を洋式に改修するという事で予定をしております。

続きまして、3ページをお願いをしたいと思います。3ページにつきましては、3階部分の改修工事となります。

図面中央の上段部分がエレベーター、配膳室となります。また、図面の中央から左寄りの普通教室に緑色が塗ってあるかと思いますが、これにつきましては、現在がパソコン教室として使用しているため、床が高くなっておりますので、このため床の改修等が出てきます。

次に、図面中央から右寄りの普通教室の改修につきましては、現在は生徒会室並びに相談室ということで使用しておりますので、間仕切りがあります。これにつきましては、これらの改修等があります。

その右側につきましては、生徒用トイレの改修となります。これにつきましても和式を洋式に改修をいたします。

一番右側の緑色につきましては、PC教室の改修ということで、これにつきましても、床の改修等がございます。

続きまして、裏の4ページをご覧いただきたいと思います。これにつきましては、4階の改修図面ということになっております。同じく図面中央の上段部分の緑色に塗られているところが、エレベーター及び配膳室ということになっております。

図面の一番左側の緑色に塗られたところ、これにつきましては、音楽室になります。天井には吸音板等を設置する予定となっております。その右脇につきましても、音楽の準備室ということになります。

またその右脇につきましては、生徒会室があるかと思いますが、その右につきましても普通教室が出てきます。これにつきましては現在家庭科室ということで使用しておりますので、

改修工事が出てくるということになります。

また、図面中央より右側の部分の普通教室につきましては、現在は進路指導室として使用しておりますので、今後の使用形態が変わるということで色を塗らせていただきましたが、特に改修するということはないかと思われま。

その右側につきましては、生徒用トイレの改修ということでございます。ここにつきましても、和式を洋式に改修するということが予定をしております。

普通教室につきましては、2階から4階まで4部屋ずつ確保しております。また、その他の専門教室につきましては、おのこの改修ということとなっております。

なお、図面の後ろに入札執行調書につきまして、資料として添付してございますので、後で確認をいただければと思います。

以上につきましてI期工事の概略となりますが、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

8番、茂木恒二議員。

○8番（茂木恒二君） お尋ねします。

今回の、原町中学校校舎改修I期工事ということで、東棟増築、3、4階改修ということなんですが、当初、26年4月開校を目指したときには、I期、II期という分け方がなかったように記憶しているんですけども、I期、II期に分けた理由がありましたらお答え願いたいんですが。

○議長（橋爪英夫君） 教育課長。

○教育課長（中井 充君） 当初、26年4月ということで工事を間に合わせるということだったものですから、I期、II期はなく一遍にということでございましたが、今回27年4月ということで発注の時期もずれております。地元からは、なるべく夏休み等休みの期間を使っただきたいというようなこともございました。始まるの時期がずれておりますので、2年間の夏休みの期間を集中して使いたいということで、今回I期工事と、並びに次のII期工事ということで分けさせてもらいましたので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（橋爪英夫君） 8番、茂木恒二議員。

○8番（茂木恒二君） 今回の請負金額が1億4,595万円ということなんですけれども、答えられる範囲で結構でございますが、第II期工事については、これからかもしれません、答えられる範囲で結構ですけれども、どのくらいかかる、そういう見積もりというか、あれはあ

るのでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 教育課長。

○教育課長（中井 充君） およそ2億円程度かかるということで予定をしております。

○議長（橋爪英夫君） 8番、茂木恒二議員。

○8番（茂木恒二君） すると確認なんですけど、先ほど補正予算債の話がいろいろ出ているわけなんですけど、今回の工期が26年1月31日ということで、これは補正予算債の対象になるということだと思いますけれども、確認なんですけれども、そうすると、第Ⅱ期工事は、補正予算債の対象になるのが26年3月が事業完成ですか。第Ⅱ期工事については、補正予算債の対象になるかどうか確認なんですけれども、お願いします。

○議長（橋爪英夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 26年度につきましては、補正予算債にはなりません。ですから、適切な財源、合併特例債なりを使って工事するということになると思います。

○議長（橋爪英夫君） 8番、茂木恒二議員。

○8番（茂木恒二君） そうすると、先ほどの教育課長のお話だと、第Ⅱ期は2億円くらい予定しているということですから、単純に2億円として、3億4,595万円が校舎の増改築費用ということになると思いますけれども、そのうち有利な補正予算債というのはⅠ期工事の1億4,595万円という理解でよろしいわけですか。

○議長（橋爪英夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） そのように理解してよいかと思います。

○議長（橋爪英夫君） 8番、茂木恒二議員。

○8番（茂木恒二君） それからあと、校舎の増改築の議論の中で、第Ⅰ期工事が始まって、いろいろな形で保護者の皆さんからの要望、あるいはいろいろこういう中で第Ⅱ期工事のⅠ期工事が終わった後というか、ある一定の変更というのは可能なのでしょうか。私、素人なので、Ⅰ期が終われば例えばそれに附随していますから、ほとんど設計書どおりとなるのが普通かなと思うんですけれども、私の個人的認識なんですけれども、現場の要望はしっかり捉えてないような感覚があるんで、そういう中で第Ⅱ期工事に入るときに、現場の要望が、ある程度受け入れられる可能性があるのかどうか、それについてお伺いします。

○議長（橋爪英夫君） 教育課長。

○教育課長（中井 充君） Ⅰ期工事につきましては、こういう形で進めていきたいと思っておりますが、Ⅱ期工事部分で変更等が出てきたところにつきましてははってことでございます

が、基本的には学校のほうとも調整をしながら、こういう中でやっていきたいということで出ております。今回予定している2億円につきましては、現在設計されている部分の若干の変更ということはあると思いますが、その中で大幅なこととはちょっとないかなというふうに思っています。

また、今後、先生の話とか、まだ年数がありますので、協議は続けていきますので、その都度その都度不都合な部分につきましては、なるべく合うような形はとるようにしていきたいと思っておりますが、よろしくお願ひします。

○議長（橋爪英夫君） 8番、茂木恒二議員。

○8番（茂木恒二君） そうすると、先ほどの補正予算債の適用ということになるんですけども、事業完成条件というのはどういうふうに見るか。第Ⅰ期が終わったことで事業完成したと見るのか、第Ⅱ期が終わって全て生徒たちが入れるようになって完成と見るのか、その辺の判断が分かれておりますけれども、完成条件ということがあれば、第Ⅱ期工事が終わったのが完成というふうに私は思うんですけども、先ほどとまた同じ質問になるかもしれませんけれども、あくまでも第Ⅰ期工事が終われば、それを完了として見ると。補正予算債の対象として見るという解釈でよろしいわけですか。

○議長（橋爪英夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 補正予算債を使って行う事業につきましては、24年度補正予算をとって、25年度に繰り越しされた分ということでございますので、そういった理解でお願いしたいと思います。

○議長（橋爪英夫君） ほかに。

13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 少し茂木議員の質問とかぶるかもしれませんが、町長に最後に1点だけ確認しておきたいんですが、先ほど教育課長は、状況によっては学校現場の意見も取り入れて変更もあり得ると。Ⅱ期で変更もあり得るといってお話をいただきましたけれども、私も中学校統合等対策特別委員会等で、今の計画でよりよい教育をするために、今の計画で果たして適当かというのと、今の時点ではノーと言わざるを得ない状況が正直言っているわけです。そういった中で、町長も確かそのときお答えいただいたんで、多分変わっていないのだと思いますけれども、町の責任者として、もう一度学校現場の意見、統合等対策特別委員会もありますけれども、学校等の意見を再度確認する中で、よりよい施設改修、教育環境を整えるための手続を踏んだ上で、その結果、判断されれば、改修というか変更もして、改修する

こともあり得るといってお答えというか、そういう考え方でよろしいですか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ご質問の点につきましては、教育委員会当局と学校側との施設に対するいろんな協議は行っているところございまして、その中でⅡ期工事なので、こうやったほうがいいというふうなものが出てくるということでありますれば、必要でありますれば、そのような変更もあり得るといふふうに考えております。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 最低、ぜひそれは確認しておきたかったので、その方向でという答弁をいただいたんだと思いますので、それで理解ができると思います。

ひとつ1点、先ほどもちょっと言ったんですが、議会のサイドとすると、きょうたまたま、たまたまというか、本会議で条例が可決されましたけれども、その前段で、もう既に設計は実施して設計の費用は払い、また、入札はしているということを考えると、私たちから見ると、非常に手順上はちょっと違うのではないかと、少なくとも私はそういうふうに考えているんですけども、この辺については正直言って非常に不満な部分があるんですが、それはそれとして、もう1点、ちょっと確認しておきたいのは、今回、配膳室だとかエレベーター、給食の配膳室だと思いますけれども、エレベーターが工事に含まれていますけれども、Ⅱ期では多分それをつくることによって食堂を廃止するという考え方が前の説明だとあるんだと思いますけれども、この辺について再検討しているというか、そういう考え方は、学校の要望がというものがあるんだと思いますけれども、教育委員会として持っていますか。

○議長（橋爪英夫君） 教育課長。

○教育課長（中井 充君） 現在のところ、今ある食堂では全員が入れないので、そういった形の改修を考えております。またエレベーター等で各教室に運べるような対策をすることでありますので、給食につきましては、そんな形で進んでいきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 食育ということが大事だといふふうにお分言われていますけれども、そういったことを考えると、また狭くなる、数がふえて入れ切れないから廃止という、単純に廃止という考え方がちょっと私にはよく理解できないんですよ。逆に、拡張してでも、それをちゃんと今までどおり確保して、生徒間のコミュニケーションも図れるような形をとるといふのも一つの考え方なんだと思いますけれども、今の話でいくと、もう全く改修に対し

て、その辺のところについては、もう全く考えないという答弁というふうに聞こえますが、そういう答弁があったということによろしいですか。

○議長（橋爪英夫君） 教育課長。

○教育課長（中井 充君） 現在のところ、こういった計画で進めさせてもらっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（橋爪英夫君） ほかに。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切り、自由討議を行います。議員各位の積極的な発言を求めます。

13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 自由討議をさせていただきます。

先ほどの質疑の結果で、やはりちょっと無理があるかなというような部分もあったんで、私の考え方を述べさせていただきます。

本件については、改修内容が学校現場の要望が現時点で十分取り入れられているという判断は、特別委員会等の現地視察を見る限り、できなかつたというのが私の実感です。先ほど言ったように、一方では、設置条例改正前に入札を実施しているようなことは、やはり手続上適正を欠いているというふうに思います。

今回の改修では、給食の配膳室やエレベーター棟が含まれています。私は、町が言う、よりよい教育を目指して統合するということを考えると、そういう前提であれば、改修を行っていくのに、例えば食育の大切さや生徒間のコミュニケーションを図ることを考えれば、食堂は入り切れなくなるから廃止するという考え方ではなくて、むしろ拡張するなど、最小限の改修でなくて、適切な改修を図るべきというふうな考え方を持っています。

その証拠に、旧吾妻町の各学校については、基本的にはわざわざ食堂を設置して、そういう形の中での対応をしている、これが現実なんだと思います。これらを考慮しますと、学校現場の意見を十分聞いた上で、改修内容を再検討した後に最終的な判断をすべき、そんなふうに思います。そうなる現時点で、この契約を拙速に締結することについては、私は理解できない。そういう意見です。

以上です。

○議長（橋爪英夫君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方の起立を願います。

（起立多数）

○議長（橋爪英夫君） 2番、3番、4番、6番、7番、10番、11番、14番。

起立多数。

したがって、本件は可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。執行部の皆さんは事務に戻ってください。また時間が来ましたらご連絡申し上げます。

（午前10時47分）

○議長（橋爪英夫君） 会議を再開いたします。

（午前11時30分）

平成25年第1回定例会議案第36号及び議案第37号の委員長報告、質疑、

自由討議、討論、採決

○議長（橋爪英夫君） 日程第4、平成25年第1回定例会議案第36号 東吾妻町体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について及び日程第5、平成25年第1回定例会議案第37号 東吾妻町体育施設使用料条例の一部を改正する条例については一括議題といたします。

本2件は、去る3月5日、中学校統合等対策特別委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

中学校統合等対策特別委員長。

(中学校統合等対策特別委員長 茂木恒二君 登壇)

○中学校統合等対策特別委員長(茂木恒二君) それでは今、議長のほうからありましたので、中学校統合等対策特別委員会での3月5日に付託されました平成25年第1回定例会議案第36号 東吾妻町体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、それから平成25年第1回定例会議案第37号 東吾妻町体育施設使用料条例の一部を改正する条例についての中学校統合等対策特別委員会での審査結果をご報告いたします。

なお、付則に規定されております施行日、平成25年4月1日については、審査の結論が4月1日を過ぎたため、公布の日にすべきという修正案が検討され、委員会で採決の結果、賛成多数により可決すべきと決しました。修正議決をした部分を除く原案につきましても、採決の結果、賛成多数により可決すべきと決しました。

以上が平成25年第1回定例会議案第36号、平成25年第1回定例会議案第37号の審査の結果でございます。

以上でございます。

○議長(橋爪英夫君) 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切り、自由討議を行います。議員各位の積極的な発言を求めます。

13番、一場議員。

○13番(一場明夫君) 自由討議をさせていただきます。

岩島社会体育館の廃止については、昨年度までの施設の利用状況を見ると、年間2,800人程度の人が利用して社会体育振興の一拠点になっていることを考えると、廃止することが現在の最善策とは思われません。

さらに、中学校統合等対策特別委員会の調査研究の際に確認されたように、今回の条例上程段階では、スポーツ振興審議会や体育協会との調整がなされていなかった節があるというような状況の中で、廃止に当たって町民の理解が十分得られていないまま、廃止手続に入ってしまったのではないかと感じています。しかし、継続審査になったことに伴い、委員会でこうした問題を指摘されて以降、手続上前後したとはいえ、スポーツ振興審議会や体育協会などの利用団体との調整もできたというような報告もありました。

また、現実問題として、施設の老朽化に伴い、社会体育館としての利用をこのまま続ける

ことは、利用の安全や施設の管理上も限界的な状況になっているものとも判断されます。

現時点までの説明では、町は廃止した後に給食センターを建設する予定でいるようですが、それについては私としては行政執行上、到底理解できませんので、その案件が提案されれば当然、反対の態度をとらせていただくこととなりますけれども、私としては、給食センター建設は、今回の改正案が可決された後に、必要な手続を経てから町が正式に提案すべき別案件として判断すべきと考えます。すなわち、今回の条例改正は、施設の老朽化に伴い使用に耐えられないと判断された教育施設として利用していた体育館を、行政財産から除外するためのものだと判断されます。利用状況等を考えると、廃止ではなく改修もしくは新築して利用する選択肢もあると思われまますけれども、ほかの施設で代替が可能であれば、町の財政状況等を考えると、今回の措置はやむを得ないのかなと、そんなふうに判断しています。

以上です。

○議長（橋爪英夫君） ほかに。

9番、金澤議員。

○9番（金澤 敏君） 私も自由討議をさせていただきます。

以前、町長発言の中で、この施設を取り壊した後については、給食センターの建設を示唆する発言がありました。そのことについては、議員全員共通認識であると思います。当議案は当然、今、一場議員は給食センターとリンクしていないという考えでありましたけれども、私としては、この議案につきましては、リンクをしているという判断をいたします。

よって、給食センターに関しましては、中学校統合等特別委員会の中でもまだ議論が尽くされていませんし、特に町の行革推進本部、これが選定した経過、設定場所を初め、さまざまな疑問がまだ解決されていないというのが私の考えであります。今後も調査研究を行う必要を強く感じますし、特に時間をかけて慎重に結論を出すべきだと思います。この時点でのこの東吾妻町体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に対しては、現時点では認めるわけにはいかないと、これが私の考えであります。

○議長（橋爪英夫君） ほかに自由討議の方おりませんか。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） それでは、討議が尽くされたようでありますので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

お諮りします。最初に、平成25年第1回定例会議案第36号、東吾妻町体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

まず、本件に対する中学校統合等対策特別委員会から提出された修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（橋爪英夫君） 2番から11番まで、13、14。

起立多数。

したがって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決をした部分を除く原案について採決いたします。

お諮りいたします。修正議決をした部分を除く部分については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（橋爪英夫君） 2番から6番、7番、10番、11番、13番、14番。

起立多数。

したがって、本件は可決されました。

次に、平成25年第1回定例会議案第37号、東吾妻町体育施設使用料条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

まず、本件に対する中学校統合等対策特別委員会から提出された修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（橋爪英夫君） 2番から6番、7番から11番、13番、14番。

起立多数。

したがって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。

お諮りいたします。修正議決をした部分を除く部分については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（橋爪英夫君） 2番から6番、7番、10番、11番、13番、14番。

起立多数。

したがって、本件は可決されました。

議会広報対策特別委員会委員長・副委員長の互選結果の報告

○議長（橋爪英夫君） 日程第7、議会広報対策特別委員会委員長・副委員長の互選結果の報告についてを議題といたします。

去る5月15日に開催された議会広報対策特別委員会において、委員長・副委員長の互選が行われました。お手元に配付のとおり委員長・副委員長の互選結果の報告が出ましたので、局長から発表させます。

朗読をお願いします。

事務局長。

○議会事務局長（田中康夫君） 議会広報対策特別委員会委員長・副委員長の互選結果の報告 東吾妻町議会委員会条例第8条第2項の規定による委員長及び副委員長の互選の結果、議会広報対策特別委員会より次のように報告があった。平成25年5月30日 東吾妻町議会議長 橋爪英夫 議会広報対策特別委員会委員長 青柳はるみ議員、副委員長 須崎幸一議員。互選の期日 平成25年5月15日。以上です。

○議長（橋爪英夫君） ただいま発表のとおり、議会広報対策特別委員会委員長・副委員長が決定いたしました。

以上で、議会広報対策特別委員会委員長・副委員長の互選結果の報告についてを終わります。

お諮りいたします。会議規則第45条の規定に基づき、本会議の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（橋爪英夫君） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決定しました。

お諮りいたします。本臨時会に付された事件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により、これをもって閉会にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋爪英夫君) 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会はこれをもって閉会することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長(橋爪英夫君) これをもって本日の会議を閉じ、平成25年第2回臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

(午前11時45分)

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

平成 年 月 日

東吾妻町議会議長 橋 爪 英 夫

署 名 議 員 山 田 信 行

署 名 議 員 水 出 英 治

署 名 議 員 轟 徳 三